

首都圏中央連絡自動車道 弓田舗装工事

番号	質問箇所	質 問 事 項	回 答
1	固定規制Bの夜間設置撤去時の通行止めについて	この通行止めは特記仕様書8-4に記されている5夜連続通行止めには含まれていないと考えて宜しいでしょうか。	特記仕様書17-2-1に示す固定規制Bの夜間設置時の通行止めについては、特記仕様書8-4に示す5夜間連続通行止めの中で行うものとお考えください。 なお、固定規制Bの撤去については、参考図2/110～3/110に示すとおり、先頭固定規制による車線切替を行うものとお考えください。
2	仮設防護柵Aについて	詳細図19//82の側面図からは1組の延長は9mと読み取れますが、材料表には10m当りで計上されています。どのように解釈すれば宜しいでしょうか。また連続基礎A型基本4本では端部基礎を両側に設置すると10m以上となるのではないのでしょうか。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
3	標識設置工D3について	図面1/13標識工数量表(1)には番号24に撤去工が記載されていますが、これは計上するのでしょうか。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
4	設計業務成果品1-2数量総括表(標識)について	金抜設計書の単価表と整合性が無いため、整合した総括表の公示をお願いします。	貸与用電子媒体に関する質問は受け付けておりません。 なお、本工事の数量については金抜設計書を正とお考え下さい。